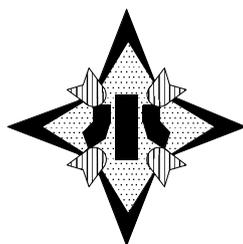


いじめ防止基本方針



秋田市立戸島小学校

秋田市立戸島小学校いじめ防止基本方針

1 いじめについての基本的な考え

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(2) いじめへの対応

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、人として決して許されない行為です。また、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為です。

子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・ いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと
- ・ いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること
- ・ いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ・ いじめは、子どもが入れ替わりながら、加害も被害も両方経験する場合があります
- ・ いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと
- ・ いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体に関わる問題であること
- ・ いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題であること。

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、地域の方々との協力体制を整え、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から子どもと関わることで、心に寄り添い思いを受け止めること、その思いに誠実に対応することを基本姿勢とし、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、保護者や地域の方々との情報交換を密にし、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめられている子どもを全力で守ることを伝え、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもには心からの反省を促し、解決に当たります。

子ども同士のトラブルが発生した際には、いじめかどうかの議論に終始するのではなく、子どもの心情を理解しつつ、発達の段階を踏まえ、あるべき行動の仕方や問題行動解決に向けた対処方法などについて具体的に指導するとともに、何気ない言動が他の人に与える影響の大きさや、相手の気持ちになって物事を考えることの大切さについて繰り返し指導します。

さらに、いじめは加害者と被害者だけの問題ではなく、観衆や傍観者の存在なども問題であることから、学級・学校全体に関わることでであると認識して、子どもたちが安心して学校生活を送れるようになるまで指導・支援を行います。

(3)いじめの解消

○いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間＝少なくとも3か月）
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認）

○いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察を続けます。

○真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出している状態をいいます。

2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。

また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

(1)家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び生き方指導等の充実に努めます。
- ・道徳の授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信でお知らせするなど、様々な機会をとらえ、保護者や地域の方に対する積極的な情報提供に努めます。
- ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会などで、学校生活の状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。

(2)異年齢交流活動を通じた心の交流

- ・全校児童の縦割り班による「としまっ子活動」を通して、児童が心の交流を深めるとともに、学校行事における家族や地域住民等とのふれあいを通じて、豊かな心を養うことができるよう取組の一層の充実を図ります。

(3)児童会活動の充実

- ・「思いやり・健康委員会」を中心に、年間を通して「いじめ撲滅」に向けた子ども主体の取組を実施します。
- ・あいさつ運動を積極的に行い、心が通い合う学校生活を目指します。

(4) 体験活動の充実

- ・自分と友だちの違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、宿泊体験学習、職場体験、修学旅行、校外学習、スポ少活動、「としまっ子活動」等の充実を図ります。

(5) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。

(6) 日常的な関わりを通じた児童理解

- ・子どもや保護者の言葉に耳を傾け、その気持ちを共感的に受け止めたり、集団の中でも子どもの様子や言動に注目し、集団における人間関係などの特徴を捉えたりするなど、日常的な関わりを通じた児童理解を大切にします。

(7) 小中連携による共通した指導

- ・河辺中学校・河辺小学校と連携し、小中9年間を通して望ましい生活習慣・学習習慣を身に付けられるようにします。また、9年間の子どもたちの学校生活を3校の教職員で見守っていく体制を作ります。
- ・社会性の基礎や自己有用感を醸成する居場所づくり、絆づくりを推進します。

3 いじめの早期発見の取組

子どもや保護者がいじめについて相談しやすいように、日ごろから子どもとのコミュニケーションを深め、教職員と子ども、教職員と保護者の信頼関係を構築するよう努めます。

また、複数の教職員による日常的な観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないようにします。

好意からの行為でも相手の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合や、いじめの状況が認められても本人がそれを否定する場合、ふざけ合っている場合やインターネットでの悪口に気付いていない場合等の事案でも、子どもの感じる被害性に着目し、事実確認を行います。

(1) 児童・生徒の実態把握調査の実施

- ・年2回（5月、11月）の生活アンケートのほか、必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや面談などを実施し、結果を分析して適切に対応し、速やかな問題解決に努めます。

(2) 「子どもを語る会」の実施

- ・年2回「子どもを語る会」を実施し、全職員で共通理解を図るとともに、月1回の定例職員会議のあと、各学級の子どもの生活・学習面について情報交換を行い、全教職員の日で児童の変化を見付け、最善の対応をします。

(3) 定期的な二者面談・保護者面談の実施

- ・学級担任が面談を通して、子どもの悩みや不安等を聞き取ります。
- ・長期休業前には、学級担任と保護者との面談を実施し、保護者と緊密に情報を交換しながら子どもの成長に関わる支援に取り組みます。

(4) 相談体制の整備

- ・学級担任以外に、教頭、生徒指導指導主事、養護教諭が、子どもや保護者の相談窓口となります。
- ・学級担任及び教職員は、当該児童の日常をよく観察するとともに、いじめに係る相談を受けた場合には、全ての業務に優先してカウンセリングマインドをもって、丁寧に相談を行います。
- ・保健室及び相談室を相談活動の拠点とし、養護教諭を中心として児童が相談しやすい環境に配慮します。(なお、相談内容については、直ちに管理職に報告します。)
- ・外部の相談機関(広域カウンセラー、「いじめ・不登校相談電話」、「すこやか電話」、適応指導教室「すくうる・みらい」、少年鑑別所外来相談、「わかくさ相談電話」、子ども人権110番、中央児童相談所、県警・各警察署など)に相談できることも周知します。

(5) 「戸島小いじめ対策委員会」等での情報共有

- ・「戸島小いじめ対策委員会」を組織し、子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などを抱え込まず、管理職に報告・相談できる体制を整えるとともに、対策委員会において、その情報を共有します。

4 いじめへの組織的対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先し、速やかに「戸島小いじめ対策委員会」に報告し、学級担任が一人で抱え込むことなく、組織的に対応します。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「戸島小いじめ対策委員会」で、どの教職員がどの子どもに対応するのかなどの役割分担をします。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容の整合性を図り、状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子どもやいじめを知らせてくれた子ども、およびその保護者に対して「絶対に守る」ことを約束し、安全を確保します。
- ・いじめを受けた子どもの保護者に対し、対応方針を説明し了承を得た上で対応に当たるとともに、聞き取りや指導の結果の報告、指導後の子どもの様子に関する情報提供などを行い、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるようにします。
- ・いじめた子どもに対する指導については、人格の成長を旨として、子どもの気持ちやいじめの原因・背景等を踏まえた上で、心からの反省を促します。また、いじめた子どもの保護者に対しては、いじめの事実関係について、躊躇することなく説明するとともに、いじめの行為そのものに対して反省を促すことの重要性について共通理解を図ります。
- ・周りの子どもに対してもいじめを見過ごすことは、いじめと同等の許されない態度であると強く指導します。

- (3) 広域カウンセラー及びすくうる・みらいの専門相談員との連携、調整
- ・状況に応じて広域カウンセラー及びすくうる・みらいの専門相談員等を活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
 - ・状況に応じて関係機関（医療機関、警察署、法務局、教育委員会）との連携を図ります。その際、関係機関におけるアセスメントに基づく対応や支援の在り方等について、学校と共有できるよう連絡調整に努めます。
 - ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。
- (4) 支援の継続
- ・いじめが解消しても再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについて、保護者と連携しつつ、日常的に注意深く観察し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。また、必要に応じて、いじめを受けた子どもの心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の後遺症へのケアを行います。
- (5) 取組に対する学校評価の実施
- ・年に2回行う学校評価において、校内におけるいじめ防止の取組や指導方針などについて、保護者等から意見を伺います。
- (6) 重大事態への対処
- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対応について協議します。
 - ア) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
 - イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ※子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか外部専門家等の参加を得ていじめ防止等の対策のための組織を設置します。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学校運営協議委員（6名）により「戸島小いじめ対策委員会」を組織します。
- ・本委員会において基本方針や年間計画の策定、見直しの他、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・日常の取組については、上記メンバーに必要に応じて広域カウンセラーやすくうる・みらいの専門相談員を加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報やPTAなどを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

- (1)校報「若杉」、ホームページによる情報発信
- ・本校の「いじめ防止基本方針」をホームページ上に掲載し、いじめ防止に向けた取組を説明します。
 - ・校報「若杉」で学校の取組や子どもの活動を紹介したり、アンケート結果を公表したりするとともに、ホームページでも同様に随時内容を更新しながら情報を発信します。
- (2)生徒指導だよりや学年通信による情報発信
- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者との連携による適切な対応に努めます。
 - ・学級の子どもの活動やがんばりを学年通信で紹介します。
- (3)学年PTAにおける説明・協議
- ・学年における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。
- (4)講演会等の実施
- ・外部から専門家を招いて、講演会などを開催します。
- (5)戸島小教育を支える地域の方々との意見交換
- ・「学校運営協議会」を開催し、地域を支えるの方々との意見を交換し、戸島小教育の推進の方向性を話し合います。
- (6)相談窓口、相談機関の周知
- ・学校以外の相談窓口や救済制度を紹介します。

7 PDCAサイクルを踏まえた年間計画

	学校生活アンケート	面談	いじめ対策委員会
4月	学校生活アンケート①	児童面談 保護者面談	①いじめの認知・確認 ②アンケート1回目 ※学校運営協議会
5月			
6月			
7月			
8月	学校生活アンケート②	保護者面談	③反省職員会議 ④アンケート2回目 ⑤総括、意見交換 ※学校運営協議会
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
<p>*定例職員会議後に「子どもを語る会」を設け、各学級の児童について全体で情報を共有し、必要な指導等について共通理解を図る。</p>			